

職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の8及び第66条の9の規定に基づき、長時間勤務する職員に対する面接指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

(面接指導の対象となる職員等)

第2 面接指導の対象となる職員は、次に掲げる者とする。

(1) 任命権者が定める正規の勤務時間以外の時間における勤務を命じた時間（以下「時間外勤務時間」という。）が1月（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）について100時間以上の職員並びに1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外勤務時間の1月当たりの平均時間が80時間を超えた職員（以下「1月平均80時間超職員」という。）。ただし、当該1月平均80時間超職員（時間外勤務時間が1月について100時間以上の職員を除く。）のうち、次項の期日前1月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと産業医が認めたものを除く。

(2) 前号に規定する職員を除き、時間外勤務時間が1月について80時間を超え、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出（以下「申出」という。）をした職員。ただし、次項の期日前1月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって、当該面接指導を受ける必要がないと産業医が認めたものを除く。

2 前項の時間外勤務時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

(面接指導の通知等)

第3 人事課長は、第2第2項の算定を行ったときは、速やかに、時間外勤務時間が1月について80時間を超えた職員及び1月平均80時間超職員に対し、これらの職員に係る時間外勤務時間に関する情報及び面接指導について、医師による面接指導通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 人事課長は、前項に規定する通知を行ったときは、当該職員の所属長（以下「所属長」という。）に対して、面接指導に関する情報提供を行わなければならない。

(面接指導の申出及び勧奨)

第4 第2第1項各号に掲げる職員（以下「対象職員」という。）は、医師による面接指導申出書（様式第2号。以下「申出書」という。）等を人事課長に提出しなけ

ればならない。

第2 産業医は、時間外勤務時間が1月について80時間を超える職員（時間外勤務時間が1月について100時間以上の職員を除く。）に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

（面接指導の決定）

第5 人事課長は、面接指導の日時等について、所属長その他、対象職員に対して医師による面接指導決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（面接指導の実施）

第6 産業医は、対象職員に対して遅滞なく面接指導を行うものとする。

2 対象職員は、指定された日時に面接指導を受けるものとし、所属長は、当該職員が指定された日時に面接指導を受けることができるよう配慮しなければならない。

3 対象職員は、前2項の規定にかかわらず、産業医が行う面接指導を希望しない場合において、他の医師が行う第1項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を提出することができる。

4 前項の面接指導結果を証明する書面の取得に要した費用は、対象職員がこれを負担する。

（面接指導結果に関する医師の意見聴取）

第7 人事課長は、面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書（様式第4号。以下「報告書及び意見書」という。）の提出を受ける方法により、面接指導を行った産業医から意見聴取を行うものとし、報告書及び意見書を所属長に通知するものとする。

（事後措置の実施）

第8 任命権者及び所属長は、報告書及び意見書を踏まえ、必要な事後措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所属長が前項の規定により必要な事後措置を講じた場合は、その事後措置の内容を人事課長に報告するものとする。

（秘密保持義務）

第9 面接指導の事務に従事する者は、その職務を通じて知り得た職員の秘密を、他人に漏らしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第10 任命権者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 面接指導の申出を行った職員に対して、申出を行ったことを理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。

(2) 面接指導の結果を理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。

(3) 面接指導を希望しない職員に対して、希望しないことを理由として、その職員

に不利益となる取扱いを行うこと。

- (4) 第4第2項の規定による面接指導の勧奨を受けたにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員に対して、申出を行わないことを理由として、その職員に不利益となる取扱いを行うこと。
- (5) 面接指導の実施、面接指導を実施した産業医からの意見の聴取等、労働安全衛生法、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びこの要綱に定められた手順を踏まずに、就業上の措置を行うこと。
- (6) 第8の規定による面接指導の結果に基づく就業上の措置を面接指導を実施した産業医の意見と内容又は程度が著しく異なる等医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの、職員の実情が考慮されていないものその他労働安全衛生法その他の法令に定められた要件を満たさない内容で行うこと。

（その他）

第11 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から実施する。

年 月 日

様

人事課長

医師による面接指導通知書

時間外勤務時間が1月当たり、又は2～6月平均で80時間を超えておりますので、職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱第3の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 面接指導制度の趣旨

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった職員について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置（労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等）を講じるものです。

なお、面接指導終了後には、医師から人事課及び所属へ、就業上必要な措置の内容を中心に記載した面接指導結果報告書が別途提出されることになります。

2 時間外勤務時間

3 面接指導について

年 月 日

（提出先）人事課長

所属
氏名
（連絡先 ）

医師による面接指導申出書

職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱第4の規定により、次のとおり面接指導を申し出ます。

- 1 面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）
☐ 茨木市が指定する医師（産業医）
☐ 自分が希望する医師

- 2 面接指導希望日時

- 3 面接指導を受ける際に配慮を求める事項

年 月 日

様

人事課長

医師による面接指導決定通知書

産業医による面接指導の日程が決定しましたので、職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱第5の規定により、下記のとおり面接指導を実施します。

記

1 日 時 年 月 日（ ）
開始時間 時 分 ～ （所要時間 30 分程度）

2 場 所 茨木市保健医療センター（大阪府茨木市春日三丁目 13 番 5 号）

3 面接指導について

- (1) 面接指導は、茨木市の産業医が実施します。保健医療センター内の相談室で実施しますが、産業医を除く保健医療センターの職員は今回の面接指導の実施には関わっておりませんので、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。
- (2) 面接指導を実施するに当たり、産業医に下記の情報を事前に提供しています。
 - ・ 時間外勤務等の勤務の状況
 - ・ 長時間労働による健康障害防止のための面接指導自己チェック票
 - ・ 過去の定期健康診断の結果
- (3) 面接指導の後、産業医は、必要と認める範囲で、人事課と所属長に意見提示、指導助言を行います（面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書）。
- (4) 面接指導の申出を行ったこと及び面接指導の結果について、不利益な取扱いを行うことは禁止されています（職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱第 10）。

4 連絡先

面接指導結果報告書 及び 事後措置に係る意見書

面接指導結果報告書							
対象者	氏名				所属		
疲労の蓄積の状況	0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重	特記事項					
配慮すべき心身の状況	0. なし						
	1. あり						
判定区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療			事後措置として 指導・勧告 の必要性	0. 不要	1. 要 ☐ 必要事項 ☐ 下記意見書に記入
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業					
	指導区分	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要医療指導					

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）
	医師氏名

事後措置に係る意見書			
就業上の措置	労働時間の短縮	0. 特に指示なし	4. 変形労働制又は裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間／月まで	5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）
		2. 時間外労働の禁止	6. その他
		3. 就業時間を制限 _____ 時 分 ～ _____ 時 分	
	労働時間以外の項目 （具体的に記述）	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他
		1)	
		2)	
措置期間	3)		
	_____ 日・週・月 （次回面接予定日 _____ 年 月 日）		
医療機関への受診配慮等			
連絡事項等			

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）
	医師氏名